- ◇この制度は、災害時や災害のおそれがある場合に、一人で避難することが困難な人を地域で支援するための制度ですが、必ず助けてもらえることを保証するものではありません。
- ◇地域での避難支援体制が整備されていなければ、個別の 支援を受けることが難しい ことをご理解ください。
- ◇登録いただいた人の個人情報は、市及び名簿提供先の避難支援等関係者において厳正に管理されます。日頃の見守りや災害時の避難支援以外の用途に利用されることはありません。

橋本市避難行動要支援者 登録制度のご案内

【問い合わせ先】

- ●障害者手帳を交付されている方 橋本市健康福祉部 福祉課障がい福祉係〒648-8585 橋本市東家一丁目3番1号 TEL 0736-33-3708
- ●高齢者の方 橋本市健康福祉部 いきいき健康課高齢福祉係 〒648-8585 橋本市東家一丁目3番1号 TEL 0736-33-3705
- 相談について 橋本市 危機管理室 〒648-8585 橋本市東家-丁目1番1号 TEL 0736-33-6105

●上記以外の方、その他制度に関する



橋本市



避難行動要支援者登録制度とは

橋本市内に居住する在宅者のうち、一人で避難することが難しい人(「避難行動要支援者」といいます。)の名簿を市で作成し、災害時に安否確認や避難誘導を迅速に行えるよう、平常時から避難支援等関係者※へ名簿を提供して、日頃からの声かけ、見守り等に活用してもらう制度です。

名簿を提供するためには、対象者本人の同意が必要となります。

名簿は年に1回更新します。

※避難支援等関係者とは

消防機関、警察機関、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、 自主防災組織、市役所関係課、地域支援者のことを言います。

名簿に登録する項目

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③性別
- 4件所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援を必要とする理由
- ⑦その他、市長が必要と認める こと

名簿対象者について

名簿の対象者は、市内に居住する在宅者のうち、 次の要件に該当する人とします。

- ① 要介護3~5の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1級、2級または下肢、体幹、 移動機能障害3級を有する人
- ③ 療育手帳のA1、A2を有する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する人
- ⑤ 人工呼吸器・在宅酸素・吸引器などを使用している難病患者で、和歌山県から情報提供があった人
- ⑥ 独居(日中独居含む)の高齢者
- ⑦ その他支援が必要と思われる人

支援のしくみについて

支援の必要な人

(避難行動要支援者)

①申請書の提出

市役所 (名簿の作成)

③日常の見守 災害時の安否確認、避難支援 ②名簿提供

避難支援等関係者

(地域ぐるみの支援)

避難行動要支援者登録申請書のダウンロードは こちらの二次元コードからできます。

▶「橋本市避難行動要支援者登録制度について」

